

伊万里市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 27 号

伊万里市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例（平成 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊万里市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

第 1 条中「において定められた大規模集客施設制限地区（以下「大規模集客施設制限地区」という。）」を「（以下「特別用途地区」という。）」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（特別用途地区内の建築制限）

第 3 条 別表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表の右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの
国見台公園地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 観覧場（球技場その他の運動施設に附帯する

	ものに限る。) (2) 公園施設（都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。） (3) 都市公園法第 6 条の規定により公園管理者の許可を受けた建築物
--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。